

# 相談業務のご案内

相談は気軽にどうぞ 相談は無料で、秘密は厳守します。  
住所が市内の方であれば、どこの窓口でも相談できます。

**本** = 本庁 **都** = 都賀総合支所  
**大** = 大平総合支所 **西** = 西方総合支所  
**藤** = 藤岡総合支所 **岩** = 岩舟総合支所

相 談	日 時	場所 / 問合せ
○弁護士相談 (事前に要予約)	11月14日(金)28日(金) 10:00 ~ 12:00	本庁舎 / <b>本</b> 市民生活課 ☎(21)2122
	11月20日(木) 10:00 ~ 12:00	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830
	12月15日(月) 10:00 ~ 12:00	藤岡公民館 / <b>藤</b> 生活環境課 ☎(62)0903
	12月 8日(月) 10:00 ~ 12:00	遊楽々館 / <b>岩</b> 生活環境課 ☎(55)7763
○総合相談 (行政・人権・家庭児童・青少年)	11月14日(金)28日(金) 10:00 ~ 12:00	本庁舎 / <b>本</b> 市民生活課 ☎(21)2122
○宅地建物相談 (土地・建物の売買や 賃貸借、所有と管理に関する相談)	11月14日(金) 10:00 ~ 12:00	本庁舎 / <b>本</b> 市民生活課 ☎(21)2122
○合同相談 (行政・人権・心配・困りごと)	11月11日(火) 9:30 ~ 11:30	ふるさとふれあい館 / <b>大</b> 生活環境課 ☎(43)9211
	11月18日(火) 13:00 ~ 15:00	西方保健センター / <b>西</b> 生活環境課 ☎(92)0308
	11月25日(火) 9:30 ~ 11:30	老人憩いの家 / <b>都</b> 生活環境課 ☎(29)1102
	11月 7日(金) 13:30 ~ 15:30	遊楽々館 / <b>岩</b> 生活環境課 ☎(55)7763
○市民相談 (日常生活の問題など)	月～金曜日 9:00 ~ 17:00	本庁市民相談室 / <b>本</b> 市民生活課 ☎(21)2122
○消費生活相談	月～金曜日 9:00 ~ 16:00	入舟庁舎 / 消費生活センター ☎(23)8899
○年金相談	11月11日(火) 10:00 ~ 12:00	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830
○外国人相談	11月15日(土) 20:00 ~ 22:00	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830
○行政相談	11月11日(火) 10:00 ~ 12:00	藤岡公民館 / <b>藤</b> 生活環境課 ☎(62)0903
○人権相談	月～金曜日 8:30 ~ 17:15	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター ☎(24)2444 <b>本</b> 人権・男女共同参画課 ☎(21)2161
	12月10日(水) 10:00 ~ 12:00	藤岡公民館 / 人権・男女共同参画課 ☎(21)2161
○いじめ相談電話 土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX	月～金曜日 9:00 ~ 17:00	本庁舎 / <b>本</b> 青少年育成センター ☎(24)0667 FAX (21)2690
○青少年相談 (非行問題・不登校など)	月～金曜日 9:00 ~ 17:00	本庁舎 / <b>本</b> 青少年育成センター ☎(23)6566 FAX (21)2690
○家庭児童相談 (0～17歳の子どもとその家族)	月～金曜日 9:00 ~ 16:00	本庁舎 / <b>本</b> 家庭児童相談室(こども課) ☎(21)2227
○ドメスティック・バイオレンス相談 (配偶者等からの暴力)	月～金曜日 9:00 ~ 16:00	本庁舎 / <b>本</b> こども課 ☎(21)2229
○就労支援相談 (事前に要予約) (35歳以下の就労相談)	毎週月曜日(祝日を除く) 13:00 ~ 21:00	栃木勤労青少年ホーム / 栃木勤労青少年ホーム ☎(22)3113

# 物品購入等業者登録のお知らせ

市が発注する物品等の納入、業務委託の受注を希望される方は名簿への登録が必要です。

平成27・28年度において、入札に参加を希望される方は①物品購入等入札参加資格審査申請に、1回あたり50万円未満の小規模な取引を希望される市内業者は②小規模物品等契約希望者登録に申請してください。(両方に登録することはできません。)①②のどちらに申請すれば良いのか分からない場合は、**本** 契約検査課まで問い合わせください。いずれの制度も、申請することで指名を約束するものではありません。

①物品購入等入札参加資格審査申請 (入札に参加を希望する方)  
この制度は、事務機器、車両、建設資材などの物品の納入、施設の保守点検、運送などの業務委託の入札に参加を希望する方の登録制度です。現在の登録は平成27年3月31日で有効期限切れとなります。引き続き登録を希望される場合は申請が必要です。

■申請受付期間 11月25日(火)～12月12日(金)  
(閉庁日を除く)

■提出書類等 申請書類等一式、税の証明書及び法人登記の写し、希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し等

②小規模物品等契約希望者登録 (1回の取引金額が50万円未満の小規模な物品の納入等を希望する市内業者限定の登録制度)

①との違いは、1回あたりの取引金額が50万円未満に限られ、入札になるような比較的規模の大きい取引はできません。例えば、少額の事務用品、給食の食材の納品などを行う事業者向けの制度となります。

■申請受付期間 11月4日(火)～21日(金)

■提出書類等 申請書類等一式(2枚程度)、市税の完納証明書、希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

※①②共通事項

■申請書類は11月上旬から市ホームページに掲載及び**本** 契約検査課で配布

■登録有効期間 平成27年4月1日から平成29年3月31日

◆申請方法 **本** 契約検査課に郵送(〒328-8686)

又は持参(本庁舎3階36番窓口)

◆問合せ先 **本** 契約検査課 ☎(21)2362、2363

## 栃木市立小中学校学区 審議会委員の募集

小中学校の通学区を含めた学校の適正配置等について基本方針を定めるため、募集します。

◆応募資格 次の全てに該当する方

- (1) 市内に在住・在勤・通学または市内で活動する満20歳以上の方
- (2) 市の審議会等の委員でない方
- (3) 市の議員や職員でない方

※栃木市男女共同参画推進条例に基づき、審議会の男女の構成員数の均衡を図るため、選考にあたっては女性の方を優先します。

◆任期 委嘱日から2年間の会議 月1回程度開催(1回2時間程度)

◆内容 通学区を含めた学校の適正配置等についての審議

◆報酬 1回あたり4千円

◆公募委員数 若干名(選考の上決定)

◆応募期間 10月20日(月)～11月19日(水)

◆申込・問合せ 10月20日(月)から11月19日(水)までに応募用紙(本教育総務課)にあり。市ホームページからもダウンロード可)を直接、郵送又はFAXで**本** 教育総務課(〒328-8686) ☎(21)2467 / FAX(21)2689 / メール kyounu02@city.tochigi.lg.jp

## 栃木市総合計画(改訂版)に関するパブリックコメント(意見募集)

市では、平成26年4月5日に岩舟町と合併したこと

に伴い、まちづくりの指針である「栃木市総合計画」を岩舟地域も含めた計画とするため「栃木市総合計画(改訂版)」の策定作業を進めています。このたび、素案を取りまとめましたので、この素案に対する皆さんの意見等をお寄せください。

◆閲覧場所 **本** 総合政策課(本庁舎3階)、各総合支所地域まちづくり課または市ホームページ

◆対象者 ○市内にお住まいの方 ○市内に事業所等を有する個人、法人等 ○市内に在勤、在学の方 ○市税の納税義務者 ○本市施策に利害関係を有する方

◆提出方法 閲覧場所にある提出用紙または市ホームページから提出用紙をダウンロードして、必要事項を記入し、次のいずれかの方法で提出

※11月20日(木)必着  
○直接提出 **本** 総合政策課(本庁舎3階) ・各総合支所地域まちづくり課  
○郵送 〒328-8686  
○FAX (21)2686  
○メール kikaku01@city.tochigi.lg.jp

◆問合せ **本** 総合政策課 ☎(21)2302

## 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の改正についての意見募集

市では、条例を定めることにより市街化調整区域における開発規制を一部緩和してきましたが、大規模な宅地分譲等については、少子高齢社会が進行する状況

における「コンパクト化」と逆行することになるなど、多くの課題が指摘されています。

そこで、本条例による開発許可の対象を自己用住宅や自己業務用建築物に限定し、宅地分譲は認めないこととする条例の改正案を作成したことから、皆さんの意見を募集します。

◆資料の閲覧期間 10月27日(月)～11月26日(水) 8時30分～17時15分 ※土、日曜日を除く。

◆資料の閲覧場所 **本** 都市計画課、各総合支所 都市建設(産業建設)課、市政情報センター(本庁舎4階)または市ホームページ

◆提出方法 11月26日(水)必着で閲覧場所にある意見書書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

○直接提出 **本** 都市計画課または各総合支所都市建設(産業建設)課  
○郵送 〒328-8686  
○FAX (21)2686  
○メール toshikei@city.tochigi.lg.jp

◆その他 提出された意見等は後日公表します(住所・氏名等は非公表)。また、意見に対する個別回答はしません。

◆問合せ **本** 都市計画課 ☎(21)2431

